

コンテンツ制作案件に対する専門家支援に関する Q&A

以下に、これまで事務局に寄せられたおまな問い合わせ内容とその回答についてまとめております。ここに掲載されていない疑問や質問がある方は、問い合わせフォーム (<https://producerhub.net/form/expertsupport2018.html>) から事務局までお問い合わせください。

■ 申請対象について ■

企画開発段階より進んでいるものでも対象になるか。

企画開発段階よりも進んでいても、まだ資金調達を必要としているものについては対象となります。ただし、作品が完成しており、その流通・販売先を探しているようなケースは対象とはなりません。

パイロット版的な作品のみが対象なのか。

いいえ。制作費に対する助成ではなく、資金調達を行う企画そのものが対象となるため、パイロット版や本編といった区別はなく対象となります。

海外との国際共同制作で、日本側の出資を取りまとめるような案件は対象となるか。

はい、対象となります。日本側については、その一部が製作委員会であっても対象となる可能性があります。

海外で開催するアニメ展のようなイベントも対象となるか。

原則としてこれから製作するコンテンツを対象としているため、既に存在しているコンテンツを海外展開するためのプロモーション手段としてのイベントという見え方になると対象外と判断される可能性があります。

例えば、ヒットしたアニメをもとにした 2.5 次元ミュージカルのように、既存のコンテンツを活用して、イベントという形で新たなコンテンツを生み出すようなものであれば対象となります。これは書類の表現上の問題ではなく、実態としてどのような内容なのかということが重要です。

出版物の海外展開も対象になるか。

コンテンツの海外展開を目的としていて、その実施費用に関して外部からの資金調達を行うものであれば対象となります。

■ 支援内容について ■

実際に資金調達をしてもらえるのか。

本事業は、資金調達に関するスキーム構築や契約内容に関するアドバイスといったソフト面のサポートを行うことを目的としているため、資金の提供や資金調達先の紹介等はいりません。

支援の具体的な内容を教えてほしい。

コンテンツ制作資金の調達を行う際に必要となるスキーム構築や契約処理等をスムーズに行っていただくために、弁護士や公認会計士といった専門家によるアドバイスや契約書作成といったサポートを無償で提供するものになります。

支援を行う専門家について知りたい。

以下のページに、支援を行う専門家についてまとめているのでご覧ください。

<https://producerhub.net/information/site-info/supporter.html>

なお、現在は弁護士のためのリストアップとなっておりますが、案件の相談内容によっては公認会計士や税理士といった会計面の専門家による支援を提供いたします。

■ 申請について ■

申請時に、コンテンツ製作案件応募申請書（様式 1）以外の企画書等の添付は必要か。

申請に必要なのは、コンテンツ製作案件応募申請書（様式 1）のみとなります。ただし、申請書だけでは十分に説明できないと思う場合には、補足資料として企画書等をお送りいただければ、そちらも合わせて拝見させていただきます。

所属会社や団体は必須か。

個人からの応募でも問題ございません。ただし、個人の場合には「日本国籍を有する、もしくは永住者または特別永住者として許可されていること」が要件となります。

なお、申請者の要件として上記とは別に「対象となるコンテンツ製作案件に、主体的、主導的な立場に関わっており、重要な事項に対する意思決定権を有していること」も求められております。単なる申請窓口としての企業・団体の場合には、要件不備と見なされる可能性もあります。

■ その他 ■

応募案件（申請者名、他関係当事者名、案件概要等）は対外的に公表されるのか。

いいえ、外部に対する公表は行いません。なお、申請内容及びその後の相談内容等は、経済産業省、事務局、審査を行う有識者、支援を行う専門家等の間で共有するほか、個人、企業、案件等のコンテンツ製作において秘匿すべき情報を特定できない形に加工して、報告書への掲載を行う場合があります。その場合でも、民間の商取引に悪影響を与えるような内容の公表は行いません。

制度について個別に説明を聞きたい。

申し訳ございませんが、個別の説明は行っておりません。公募要領や本 Q&A をご覧いただいたうえで、疑問や質問がございましたら、お問い合わせフォーム、もしくは電話（03-6264-7528）、メール（desk@producerhub.net）でお問い合わせください。

公募の締切が 3 回に分かれているが 10 月末にすべての応募が出揃ってから審査を行うのか。

いいえ。毎月の締切後に審査を行います。なお、審査結果は、翌月の中旬ごろにお知らせする予定です。

映像産業振興機構（VIPO）が実施している「クリエイターを中心としたグローバルコンテンツエコシステム創出事業費補助金（以下「VIPO 事業」と表記）」との違いはなにか。

本事業は、コンテンツ制作資金調達を行う際のビークルやスキーム選定に対する助言やそこで必要な契約手続のサポートといった間接的、ソフト面の支援となります。一方、VIPO 事業は、コンテンツの海外展開を行う際のプロモーション等に必要経費の一部を助成するという直接的、ハード面の支援となります。

VIPO 事業の詳細については、VIPO のサイトでご確認ください。<https://gp2018.jp/>

VIPO 事業と両方に申請することは可能か。

問題ありません。ただし、事務局同士が連携しているわけではないので、それぞれ別々に申請していただく必要があります。また、独立して審査を行っており、選定基準も異なっているため、それぞれ異なる判断を下す可能性がございますことをご承知おきください。

以上